

保護者の皆様へ

学校法人 桜美林学園
桜美林幼稚園

園児総合保障制度 のおすすめ

(こども総合保険)

大切な園児のご入園、ご進級、心よりお喜び申し上げます。
今回ご案内する総合保障制度は、保護者の皆様からの強いご要望によって生まれたものです。
園内における限られた時間のみならず、日常生活の暮らしの中で直面する危険も
総合的に補償する制度です。是非この機会にご加入ください。

プランによって補償項目が異なります。詳しくはプラン表をご確認ください。

24時間補償

団体割引適用

新型コロナウイルス感染症・
熱中症も補償

園児総合保障制度の特長

- ✓ 補償期間中、**1日24時間**(園の休みの日も) 補償します。
- ✓ 扶養者の方が不慮の事故によるケガが原因で亡くなり重度の後遺障害が生じた場合、**育英費用** を補償します。
- ✓ 園児があやまって他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりしたときの**法律上の損害賠償責任** を補償します。
示談交渉サービス* がセットされています。
*示談交渉を行う場合は、被保険者および被害者の同意が必要です。
国内のみのサービスとなります。
- ✓ 園児が**ケガ**をした場合に補償します。
- ✓ **ニーズに応じたプラン** をご用意しています。
- ✓ 「健康」「医療」「弁護士」**相談サービス** が受けられます。
- ✓ **細菌性食中毒** または **ウイルス性食中毒** を補償します。



ご加入いただく皆様へ

本書裏面の補償概要および別紙の重要事項説明書(「契約概要」・「注意喚起情報」など)には、ご契約にあたっての重要な事項が記載されていますので、事前に必ずご一読ください。特に、皆様にとって不利益な情報(「保険金をお支払いできない主な場合」など)が記載されている部分については、その内容をご確認ください。なお、この保障制度に関するお問合せは、本書裏面の取扱代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。また、申込締切日後のお申込方法は、本書裏面の取扱代理店・扱者までお問い合わせください。

申込締切日

2022年3月18日(金)

ご注意

園門外やダイレクトメール等で案内される類似の保障制度は、当園とは一切関係ありません。
ご加入の際は間違えのなきよう、ご注意ください。

保護者のご希望をカタチにした 『園児総合保障制度』 です。

(補償内容の詳細は、本書「補償概要」のページをご覧ください。)

■基本補償

●個人賠償責任補償

園児やそのご家族があやまって他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。

※授業および部活動などの学校管理下における活動中やスポーツをしている間は、法律上の損害賠償責任が生じないことが多く、補償の対象とならないことがあります。また自動車使用中(運転、ドアの開け閉め等を含みます。)やバイク運転中の事故は補償の対象となりません。



●育英費用補償

扶養者の方がケガをし、事故の日から180日以内に死亡または重度の後遺障害を負った場合に補償します。



●傷害(ケガ)補償

授業中の事故・交通事故・レジャー中の事故など、さまざまな事故により、園児がケガをした場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。

※急激・偶然・外来の事故によるケガに該当しない疲労骨折などは補償の対象になりません。詳しくは「用語のご説明」でご確認ください。



■特約補償

●細菌性食中毒補償

園児が摂取したものにより細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を発病した場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。

●地震・噴火・津波補償

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によってケガなどをした場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。

●熱中症補償

園児が日射または熱射によって熱中症を発病した場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。

●特定感染症補償

園児が補償期間中に法令で定める特定感染症(一類～三類感染症)、新型コロナウイルス感染症を発病した場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。

●傷害医療費用補償

園児がケガをして医師の治療を受けた場合に、実際に負担した治療費用、医師の指示による差額ベッド代や入退院時の交通費などを補償します。

補償期間
(保険期間)

1年間プラン

2022年4月1日午前0時 から 2023年4月1日午後4時 まで

おすすめ

プラン表(補償項目/保険金額)		A プラン (1年間)	B プラン (1年間)	
制度掛金(保険料) (一時払)		15,000円	11,000円	
基本	個人賠償責任 (1事故あたり支払限度額)	1 億円	5,000万円	
	育英費用 (一時金) ★	100 万円	100 万円	
	傷害(ケガ)補償	死亡保険金 ●■ ★	170.5 万円	169.9 万円
		後遺障害保険金 ●■ (障害の程度によって) ★▲	170.5~約 6.8 万円	169.9~約 6.7 万円
		後遺障害追加支払保険金 ●■ (障害の程度によって) ★▲	170.5~約 6.8 万円	169.9~約 6.7 万円
		入院保険金 ●■ 日額(180日限度) ★▲	3,000円	2,000円
		手術保険金 ●■ (1事故あたり1回)手術の際の 入院の有無によって入院保険金(日額)の ★	入院中 10倍 入院中以外 5倍	入院中 10倍 入院中以外 5倍
		通院保険金 ●■ 日額(90日限度) ★▲	2,000円	1,000円
		傷害医療費用 ● (1事故あたり支払限度額) ★	50 万円	50 万円
	特約	特定感染症補償 (葬祭費用なし) 【補償範囲を拡大する特約】	▲の補償項目が 補償対象となります	▲の補償項目が 補償対象となります
細菌性食中毒補償 【補償範囲を拡大する特約】		●の補償項目が 補償対象となります	●の補償項目が 補償対象となります	
地震・噴火・津波補償 【補償範囲を拡大する特約】		★の補償項目が 補償対象となります	★の補償項目が 補償対象となります	
熱中症補償 【補償範囲を拡大する特約】		■の補償項目が 補償対象となります	■の補償項目が 補償対象となります	

※各【補償範囲を拡大する特約】の保険金額は、補償対象となる補償項目に記載の保険金額と同額となります。また、各プランの補償項目に「補償されません」と記載されている場合は補償対象となりません。

※各プランの保険金額、制度掛金(保険料)は、過去の実績等をもとに加入者100名以上の場合の団体割引を適用したものです。保険金額に()の記載がある場合で、補償期間開始日時時点で20名以上100名未満の場合は団体割引率が異なり、保険金額が()内に変更になります。

保険金お支払例

【補償内容：Aプランの場合】

個人賠償責任

保険金合計

15,745,000円



公園のすべり台でふざけて遊んでいたところ、あやまってお友達を突き落としてしまった。

●個人賠償責任
15,745,000円

育英費用

保険金合計

1,000,000円

扶養者が交通事故で死亡した。

●育英費用・・・ 1,000,000円



傷害（ケガ）

保険金合計

50,000円

課外活動中、右腕を骨折。10日間入院し、退院後10日間通院した。

●入院保険金・・・ 30,000円
(3,000円×10日)
●通院保険金・・・ 20,000円
(2,000円×10日)
●傷害医療費用を実費でお支払いします。



この悩み、
誰に相談したら...



ご加入すると

ご利用いただけるサービス

お悩みに応じた
窓口
おつなぎします!



精神的に
つらく、話を聞いて欲しい

トラブルへの
対処法を知りたい

今の治療法の
セカンドオピニオンを
聞きたい

健康上の
不安を専門家に相談したい

どんな悩みも
まずは
こちらに!



みんなの
相談
ダイヤル

メンタルケア
カウンセリングサービス

弁護士相談サービス

セカンドオピニオン
アレンジサービス

ハロー健康相談24

※受付電話番号やご利用方法は後日送付する加入者証でご案内します。加入者証が届くまでは、03-3839-1687(サービス利用方法24時間テープ案内)にご連絡ください。

※ご相談内容などにより、ご要望に添えない場合があります。また、ご利用者の状況または相談内容により、相談の制限・停止をさせていただく場合があります。※各サービスは、補償期間(保険期間)中、AIG損害保険株式会社がティーバック株式会社に委託してご提供します。なお、予告なく変更・中止される場合があります。

※弁護士相談サービスは、小笠原六川国際総合法律事務所がご提供します。

園児総合保障制度 こども総合保険補償概要

この補償概要は、主な場合を記載しておりますので、具体的な内容につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。また、プランによってセットされている補償が異なり、補償できない補償項目がありますのでご注意ください。

個人賠償責任補償 (国内外補償) *個人賠償責任補償条項の一部変更 *受託品賠償責任補償 *賠償事故の解決に関する特約セット	■保険金をお支払いする場合■ 被保険者が、次の偶然な事故により、他人の身体や財物（情報機器などに記録された情報を含みます。）に損害を与えたり、国内で電車など（※）を運行不能にさせて、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。 ●本人（加入者証記載の被保険者）の居住のための住宅の所有・使用・管理に起因する事故 ●日常生活に起因する事故 受託品（被保険者が他人から借りたり預かりしている財物をいいます。）については、本人の住宅内に保管している間、または一時的に住宅外に持ち出している間の事故により生じた損壊などに限ります。（※）電車・モノレールなどのお支払いする保険金 次の賠償金や費用の額をお支払いします。 ●損害賠償金（1事故につきご加入の個人賠償責任保険金額限度。ただし、情報機器などに記録された情報の滅失などにかかる損害については、個人賠償責任保険金額または500万円のいずれか低い金額が限度。） ●訴訟・弁護士費用など（お支払いできる額に条件が適用される場合があります。） ●（注1）受託品に含まれない主な物は次のとおりです。 ●通貨、貴金属、宝石、書画、美術品、自動車、オートバイ、船舶（ヨット、モーターボートなどを含みます。）、動物、植物、データなどの無体物 ●スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山など、特に危険度の高いスポーツを行っている間の、そのスポーツに使用する用具 …など（注2）損害賠償金の決定や訴訟・弁護士費用などの支出にあたっては、事前に引受保険会社の承認が必要です。（注3）受託品にかかる損害賠償責任を除き、この特約には「賠償事故の解決に関する特約」が自動的にセットされ、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（弁護士の手続きを含みます。）は原則として引受保険会社で行います。ただし、日本国内で発生した事故に限ります。（注4）学校の管理下中やクラブ活動中、	定められた指示やルールに従っている間に発生した事故については、被保険者に法律上の損害賠償責任が生じないことが多く、その場合補償の対象となりません。 被保険者の範囲 ①本人（加入者証記載の被保険者をいいます。） ②本人の親権者 ③本人の配偶者 ④①から③までの同居の親族 ⑤①から③までの別居の未婚の子 ⑥本人が未成年者または責任無能力者である場合は、法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、本人に関する事故に限ります。 ⑦②から⑥までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。 ■保険金をお支払いしない主な場合■ 次の事由によって生じた損害 ●故意 ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●職務（アルバイトおよびインターンシップを除きます。）遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任） ●職務（アルバイトおよびインターンシップを除きます。）の用に供される動産または不動産の所有・使用・管理に起因する賠償責任 ●自動車などの所有・使用・管理による損害賠償責任 ●心神喪失による損害賠償責任 ●同居の親族に対する損害賠償責任 …など ＜受託品にかかわる保険金をお支払いしない主な場合＞ 上記に加えて、次の事由によって生じた損害 ●被保険者以外の者に転貸されている間の損壊、盗取 ●自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ●自動車・バイク・原動機付自転車・クレーン車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用する運転 ●自然の消耗またはさび、変質、変色、欠陥 ●電気的事故、機械的事故 ●通常必要とされる取扱以上の注意に著しく反したこと、または本来の用途以外に使用したこと …など
育英費用補償 (国内外補償)	■保険金をお支払いする場合■ 扶養者がケガにより事故日を含めて180日以内に死亡または重度の後遺障害状態となり被保険者が扶養されなくなる場合に、育英費用保険金額の全額をお支払いします。（注1）同種の補償・特約をセットしたご契約が他にもある場合には、それぞれのご契約のうち最も高い保険金額が複数のご契約を通算してのお支払いの限度額となります。（注2）「育英費用補償」は、次の場合に効力を失います。 ・育英費用保険金をお支払いした場合 ・被保険者が独立して生計を営むようになった場合 ・被保険者が扶養されなくなった場合 ■保険金をお支払いしない主な場合■ 次の事由によって生じたケガなど ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為	または闘争行為 ●自動車・バイク・原動機付自転車・クレーン車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用する運転中に被ったケガ ●病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ（例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など） ●入浴中の溺水（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。） ●妊娠・出産・早産 ●地震・噴火またはこれらによる津波（地震・噴火・津波危険補償がセットされている場合は除きます。） ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染 ●扶養者が死亡または重度の後遺障害状態となった時に、被保険者を扶養していない場合 …など
傷害補償 (国内外補償) ・細菌性食中毒補償セット	■保険金をお支払いする場合■ 【死亡保険金】被保険者がケガにより事故日を含めて180日以内に亡くなった場合に、ご加入の保険金額の全額をお支払いします。（注）同一保険年度に生じた事故によるケガに対して、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を保険金額から控除してお支払いします。 【後遺障害保険金】被保険者がケガにより事故日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、ご加入の死亡保険金額の4%~100%をお支払いします。（注）お支払いする保険金は、同一保険年度ごとに合算し、ご加入の死亡保険金額が限度となります。 【後遺障害追加支払保険金】後遺障害保険金をお支払いした場合で、事故日を含めて180日を経過し、かつ被保険者が生存されている場合、後遺障害保険金としてお支払いした額にご加入の追加支払倍数を乗じた額をお支払いします。（注）セットされている場合には、追加支払倍数を乗じた保険金額を後遺障害追加支払保険金額として表示しています。 【入院保険金】被保険者がケガにより入院した場合に、〔ご加入の保険金日額×入院日数〕をお支払いします。（1事故につき、事故日を含めて180日以内の入院が対象） 【手術保険金】被保険者がケガにより所定の手術を受けた場合に、次のいずれかの算式による額をお支払いします。（1事故につき、事故日を含めて180日以内の手術1回限度） ① 入院中に受けた手術の場合 【入院保険金日額×10】 ② ①以外	外の手術の場合 【入院保険金日額×5】 【通院保険金】被保険者がケガにより通院（通院に準じた状態（※1）および往診を含みます。）した場合に、〔ご加入の保険金日額×通院日数〕をお支払いします。（1事故につき、事故日を含めて180日以内の通院のうち90日限度）（※1）骨折・脱臼・靭帯損傷などで、保険の約款に定める部位（長骨管・脊柱など）を固定するためにギプスなど（※2）を常時装着した状態をいいます。（※2）固定帯・サポーターなどの任意で容易に着脱できるもの、および、骨の固定のために体内に挿入された器具は含みません。 ■保険金をお支払いしない主な場合■ 次の事由によって生じたケガなど ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●自動車・バイク・原動機付自転車・クレーン車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用する運転中に被ったケガ ●病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ（例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など） ●入浴中の溺水（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。） ●妊娠・出産・早産 ●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ●地震・噴火またはこれらによる津波（地震・噴火・津波危険補償がセットされている場合は除きます。） ●特に危険な運動中のケガ（ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など） ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染 …など
熱中症危険補償 (国内外補償)	■保険金をお支払いする場合■ 急激かつ外来の日射または熱射による身体障害に対して、以下の【対象となる保険金】のうちご加入のプランにセットしている保険金をお支払いします。【対象となる保険金】 「傷害補償」（死亡・後遺障害・後遺障害追加・入院・手術・通院）の保	■保険金をお支払いしない主な場合■ 「傷害補償」の「保険金をお支払いしない主な場合」に同じ
特定感染症補償 (国内外補償)	■保険金をお支払いする場合■ 被保険者が保険期間中に特定感染症を発病したことにより生じた後遺障害、入院、通院に対して、それぞれ後遺障害保険金、後遺障害追加支払保険金、入院保険金、通院保険金のうち、ご加入のプランにセットしている保険金をお支払いします。（各保険金をお支払いする場合の要件は、傷害補償と同様です。） ■保険金をお支払いしない主な場合■	次の事由によって発病した特定感染症 ●保険期間の開始日から10日以内に発病した特定感染症（初年度契約の場合） ●次の事由により発病した特定感染症 ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ③地震・噴火またはこれらによる津波 ④戦争・革命・内乱・暴動 ⑤放射線照射・放射能汚染 …など
傷害医療費用補償 (国内外補償) ・細菌性食中毒補償セット	■保険金をお支払いする場合■ 被保険者がケガにより医師の治療を受けた場合に、事故日を含めて365日以内に実際に負担した次の費用をお支払いします。（1事故につきご加入の保険金額限度） ●公的医療保険制度の一部負担金など病院に支払った治療費 ●入院・転院のための交通費 ●医師の指示による薬剤・医療器具などの費用（注）労災保険からの給付金、第三者からの損害賠償金などを差し引いてお支払いします。	■保険金をお支払いしない主な場合■ 「傷害補償」の「保険金をお支払いしない主な場合」に同じ



大切なお子様のために

- ・次の補償・特約などをご契約される場合で、既にご加入の別の契約にてこれらと同種の補償をセットされている場合には、補償が重複することがあります。補償が重複している場合、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金の一部または全部が支払われない場合があります。ご契約前に、補償内容の差異や保険金額等をご確認のうえ、補償プランをご検討ください。なお、パンフレットに記載の各プラン（特約の組み合わせ）の内容を変更（一部の特約の追加・削除）してのご契約はできませんので、ご了承ください。【個人賠償責任補償・携行品損害補償・育英費用補償 等】
- ・引受保険会社の損害保険募集人は保険契約の締結の代理権を有しています。・共同保険契約の場合には、「共同保険に関する特約」が自動的にセットされます。
- ・このパンフレットは総合保障制度の概要をご説明したものです。詳細につきましては取扱代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。

■取扱代理店・扱者

株式会社 ナルド

TEL : 042-797-9944 FAX : 042-797-2046

〒:194-0213 東京都 町田市 常盤町3654

担当：村上

■引受保険会社
幹事会社

AIG損害保険株式会社

学校契約センター

TEL : 076-443-8740

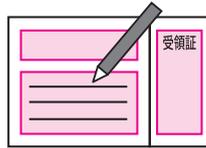
(受付時間 9 : 00~17 : 00 土・日・祝日・年末年始を除く)

〒:930-0856 富山市牛島新町5-5 タワー111

非幹事会社
三井住友海上

ご加入手続き

同封されている払込用紙(払込取扱票)が加入依頼書になっています。下記記入例をご覧ください。必要事項をご記入・ご署名のうえ、掛金(保険料)を添えて、お近くの郵便局にてお振り込みください。必ず、同封の払込取扱票でお手続きをお願いします。



ご記入、ご署名ください。



申込締切日までにお振り込みください。



加入者証到着までは大切に保管ください。

次の職業に継続的に従事している生徒・学生の方で、ご加入を検討されている場合は、事前に取り扱代理店まで必ずご連絡ください。「自動車運転者」「建設作業者」「農林漁業作業者」「採鉱・採石作業者」「木・竹・草・つる製品製造作業者」

記入例と記入上の注意

申込締切日

2022年3月18日(金)

補償期間(保険期間)

2022年4月1日午前0時から

1年間プラン

2023年4月1日午後4時まで

2年間プラン

2024年4月1日午後4時まで

3年間プラン

2025年4月1日午後4時まで

(上記申込締切日以降でも、この制度にご加入いただけますが、申込締切日以降にお振り込みの場合は、補償開始日が遅れる場合がありますので、必ず締切日までにお振り込みください。)

消せないペンでご記入ください。

加入依頼者のお名前(ご署名)・性別・生年月日・電話番号・住所をご記入ください。

お子様のお名前・性別・生年月日をご記入ください。

加入依頼者と扶養者が異なる場合、扶養者のお名前をご記入ください。

扶養者と被保険者(お子様)との続柄をご記入ください。

ご加入プランに○印をおつけください。

払込取扱票		振替払込請求書兼受領証	
口座記号番号	金額	口座記号番号	金額
00	△△△00	00	△△△00
加入者名	料	加入者名	料
桜美林学園学生総保障制度係	備考	桜美林学園学生総保障制度係	備考
加入依頼者(フリガナ) 氏名 タナカ タロウ	加入依頼日	加入依頼者(フリガナ) 氏名 タナカ タロウ	加入依頼日
加入依頼者(漢字) 田中太郎	ゆうちょ銀行又は郵便局受付日の通り	加入依頼者(漢字) 田中太郎	ゆうちょ銀行又は郵便局受付日の通り
加入依頼者(フリガナ) 氏名 タナカ カオル	学校名(漢字)	加入依頼者(フリガナ) 氏名 タナカ カオル	学校名(漢字)
加入依頼者(漢字) 田中薫	桜美林幼稚園	加入依頼者(漢字) 田中薫	桜美林幼稚園
住所(漢字) 〇〇市××町1-2△△マンション101	生年月日	住所(漢字) 〇〇市××町1-2△△マンション101	生年月日
〇〇市××町1-2△△マンション101	〇〇年××月××日	〇〇市××町1-2△△マンション101	〇〇年××月××日
性別 男	性別 男	性別 男	性別 男
原票コード 520	原票コード 520	原票コード 520	原票コード 520
ご加入プラン(いすれかに○印)	被保険者との続柄	ご加入プラン(いすれかに○印)	被保険者との続柄
A B C D E F	父	A B C D E F	父
	母		母
	他		他

次の内容が払込取扱票の裏面に記載されています。ご確認ください。

・保険期間は、パンフレット記載の通りとなります。・死亡保険金受取人は、法定相続人となります。「扶養者」とはお子様(被保険者)の生計を支えている方および学費を負担する方をいいます。また、加入依頼書の扶養者欄に記載していただいた方が育英費用・学業費用の補償対象となります。・学業費用がセットされている場合、学業費用の支払対象期間終了日をパンフレットにてご確認ください。・掛金(保険料)を払込期日を過ぎて払い込んだ場合には、責任期間がパンフレット記載の保険期間と異なる場合があります。詳しくは取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。・共同保険契約の場合には「共同保険に関する特約」が自動的にセットされます。

●個人情報取扱いについて

契約者である団体は、加入依頼書に記載された個人情報をこの保険の引受保険会社に提供します。また、制度の運営・管理のため、被保険者が所属する学校・園などに提供する場合があります。引受保険会社における個人情報の取扱いにつきましては、重要事項説明書にてご確認ください。

加入者証

当制度は団体契約のため、加入者証は最終加入者が確定後、加入依頼者の方宛にお届けします。加入者証到着までは保険料振込用紙(払込取扱票)の振替払込請求書兼受領証が当契約の証となりますので、大切に保管してください。また、受領証に記載いただいた金額で契約プランをご確認いただけます。なお、加入者証到着以前でも補償開始日より補償は開始されています。

(発送予定：上記申込締切日より1か月半~2か月後)

※お申込みにあたっては、パンフレットのプランに印をつけて、お申込みの控として重要事項説明書とともに必ずお手元に保管してください。

●次の場合、ただちに取扱代理店または引受保険会社へご連絡ください。

- 補償期間(保険期間)中にこの保険の対象となる事故などにあわれた場合は、事故の日から30日以内にご連絡ください。その後の手続きについてご案内します。
- 後日お届けする加入者証の記載内容に変更があった場合(住所変更・転校・転園など)は必ずご連絡ください。住所変更のご連絡をいただけない場合、重要なお知らせが届けできなくなることがあります。
- 転校・転園などにより団体の構成員(会員)でなくなった場合は、補償の継続ができなくなるため必ずご連絡ください。

手続きカンタン! 支払いスピーディー!

24時間年中無休の事故受付

インターネット

通話料無料ダイヤル

インターネットによる事故受付 <https://www.aig.co.jp/sonpo>

用語のご説明

補償概要中の主な用語は、下記をご覧ください。

	用語	説明
あ	医師	被保険者が医師である場合には、被保険者以外の医師をいいます。
	ウイルス性食中毒	ノロウイルス等のウイルスに汚染された食品等を摂取したことにより発症した食中毒をいいます。
か	危険な運動	ビックル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、スカイダイビング、ハングライダー搭乗その他これらに類する危険な運動をいいます。
	継続契約	病気を補償する同一の特約を連続してセットされている場合において、前契約の保険期間終了日と同一日を保険期間開始日とする契約をいいます。 ただし、直近で在籍していた学校においてもAIG損保の保険契約に加入されていた場合に、同一日での継続でなくとも継続契約とみなせる場合があります。
	ケガ	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、摂取したことによる急性中毒を含みます。 (注) ことも総合保険の次の保険金については、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。 【死亡・後遺障害・後遺障害追加支払・入院・手術・通院・傷害医療費用・入院一時金・救援者費用】 ●「急激」とは、突発的に発生し事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと ●「偶然」とは、事故の発生原因または結果の一方、または両方が被保険者によって予知できないこと ●「外来」とは、被保険者の身体外部からの作用によることをいいます。上記3要件に該当しない、例えば、「日焼け」、「しもやけ」、「低温やけど」、「疲労骨折」、「テニス肘」、「野球肩」などは、補償の対象になりません。
	後遺障害	身体に残された将来においても医学上回復できない機能の重大な障害または身体の一部の欠損をいいます。
さ	細菌性食中毒	サルモネラ菌等の細菌に汚染された食品等を摂取したことにより発症した食中毒をいいます。
	自己負担額	補償の対象となる事由が生じた場合に被保険者の自己負担となる金額をいいます。
	支払対象期間	学業費用補償において、扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から学業費用支払対象期間終了日までの期間をいいます。
	支払年度	学業費用補償において、扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から1年以内に到来する支払対象期間終了日の応当日までをいい、支払対象期間が1年を超える場合、次年度以降については、支払対象期間終了日の応当日から順次1年間ずつをいいます。
	重度の後遺障害	後遺障害の程度が普通保険約款別表に定める割合で100%のもの（同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合は、普通保険約款または特約に定める規定により、100%に認定されるもの）をいいます。 例：両眼の失明、咀嚼および言語の機能の全廃…など
	手術	健康保険などの公的医療保険の給付対象として定められている手術および先進医療に該当する手術をいいます。 ただし、創傷処理、皮膚切開術、骨・関節の非観血的整復術、抜歯手術などの軽微な手術は補償の対象になりません。
	初年度契約	各特約において、その特約を初めてセットした契約をいいます。また、継続契約に該当しない契約も含みます。
た	同一の病気	次のいずれかに該当する場合をいいます。（後の病気は前の病気と同一の病気とみなします。） ・入院が終了した日からその日を含めて180日以内に、再びその病気の入院治療が必要になった場合 ・入院をしなかった場合は、病院等でその病気の治療を最後に受けた日からその日を含めて180日以内に、再びその病気の入院治療が必要になった場合
	特定感染症	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類～三類感染症で、例えば以下のような感染症をいいます。（2021年8月現在） エボラ出血熱、結核、SARS、O157感染症、コレラ、細菌性赤痢、鳥インフルエンザ（H5N1・H7N9亜型に限ります。）、新型コロナウイルス感染症（一類～三類感染症には該当しませんが、補償対象となります。）
は	配偶者	婚姻の相手方をいいます。なお、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方、および、戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（ただし、これらの事情・状態にあることを、書面などにより確認できる場合に限ります。）。
	発病	医師の診断による発病の時をいいます。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された場合をいいます。
	被保険者	保険の対象となる方をいいます。
	扶養者	お子さま（被保険者）の生活費および学業費用を負担して生計を支えている親権者で、保険加入時にご指定いただいた方をいいます。
	保険期間	引受保険会社が保険契約に基づく責任を負う期間をいいます。
	保険金	補償の対象となる事由が生じた場合に引受保険会社が支払う金銭をいいます。
	保険金額	ご契約にあたり引受保険会社とご契約者との間で定める金額（ご契約金額）で、引受保険会社が支払う保険金の額または保険金の限度額をいいます。
	保険年度	①保険期間に1年未満の端日数がない場合 初年度については保険期間の初日から1年間、次年度以降についてはそれぞれの保険期間の初日応当日から順次1年間ずつをいいます。 ②保険期間に1年未満の端日数がある場合 初年度については保険期間の初日からその端日数期間、第2年度については初年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。

補償期間
(保険期間)

2年間プラン

2022年4月1日午前0時 から 2024年4月1日午後4時 まで

※受付日(または申込締切日)、補償内容、補償概要等につきましては、添付または同封のパンフレットにて必ずご確認ください。

おすすめ

プラン表(補償項目/保険金額)		Cプラン (2年間)	Dプラン (2年間)
制度掛金(保険料) (一時払)		26,000円	19,000円
基本	個人賠償責任 (1事故あたり支払限度額)	1億円	5,000万円
	育英費用 (一時金) ★	100万円	100万円
	死亡保険金 ●■ ★	163.1万円	162.1万円
	後遺障害保険金 ●■ (障害の程度によって) ★▲	163.1~約6.5万円	162.1~約6.4万円
	後遺障害追加支払保険金 ●■ (障害の程度によって) ★▲	163.1~約6.5万円	162.1~約6.4万円
	入院保険金 ●■ 日額(180日限度) ★▲	3,000円	2,000円
	手術保険金 ●■ (1事故あたり1回)手術の際の 入院の有無によって入院保険金(日額)の ★	入院中 10倍 入院中以外 5倍	入院中 10倍 入院中以外 5倍
	通院保険金 ●■ 日額(90日限度) ★▲	2,000円	1,000円
特約	傷害医療費用 ● (1事故あたり支払限度額) ★	50万円	50万円
	細菌性食中毒補償 【補償範囲を拡大する特約】	●の補償項目が 補償対象となります	●の補償項目が 補償対象となります
	地震・噴火・津波補償 【補償範囲を拡大する特約】	★の補償項目が 補償対象となります	★の補償項目が 補償対象となります
	熱中症補償 【補償範囲を拡大する特約】	■の補償項目が 補償対象となります	■の補償項目が 補償対象となります
	特定感染症補償 (葬祭費用なし) 【補償範囲を拡大する特約】	▲の補償項目が 補償対象となります	▲の補償項目が 補償対象となります

※各【補償範囲を拡大する特約】の保険金額は、補償対象となる補償項目に記載の保険金額と同額となります。また、各プランの補償項目に「補償されません」と記載されている場合は補償対象となりません。

※各プランの保険金額、制度掛金(保険料)は、過去の実績等をもとに加入者100名以上の場合の団体割引を適用したものです。保険金額に()の記載がある場合で、補償期間開始日時時点で20名以上100名未満の場合は団体割引率が異なり、保険金額が()内に変更となります。

補償期間
(保険期間)

3年間プラン

2022年4月1日午前0時 から 2025年4月1日午後4時 まで

※受付日(または申込締切日)、補償内容、補償概要等につきましては、添付または同封のパンフレットにて必ずご確認ください。

おすすめ

プラン表(補償項目/保険金額)		E プラン (3年間)	F プラン (3年間)	
制度掛金(保険料) (一時払)		37,000円	27,000円	
基本	個人賠償責任 (1事故あたり支払限度額)	1 億円	5,000万円	
	育英費用 (一時金) ★	100 万円	100 万円	
	傷害(ケガ)補償	死亡保険金 ●■ ★	159.2 万円	158.5 万円
		後遺障害保険金 ●■ (障害の程度によって) ★▲	159.2~約 6.3 万円	158.5~約 6.3 万円
		後遺障害追加支払保険金 ●■ (障害の程度によって) ★▲	159.2~約 6.3 万円	158.5~約 6.3 万円
		入院保険金 ●■ 日額(180日限度) ★▲	3,000円	2,000円
		手術保険金 ●■ (1事故あたり1回)手術の際の 入院の有無によって入院保険金(日額)の ★	入院中 10倍 入院中以外 5倍	入院中 10倍 入院中以外 5倍
		通院保険金 ●■ 日額(90日限度) ★▲	2,000円	1,000円
傷害医療費用 ● (1事故あたり支払限度額) ★		50 万円	50 万円	
特約	特定感染症補償 (葬祭費用なし) 【補償範囲を拡大する特約】	▲の補償項目が 補償対象となります	▲の補償項目が 補償対象となります	
	細菌性食中毒補償 【補償範囲を拡大する特約】	●の補償項目が 補償対象となります	●の補償項目が 補償対象となります	
	地震・噴火・津波補償 【補償範囲を拡大する特約】	★の補償項目が 補償対象となります	★の補償項目が 補償対象となります	
	熱中症補償 【補償範囲を拡大する特約】	■の補償項目が 補償対象となります	■の補償項目が 補償対象となります	

※各【補償範囲を拡大する特約】の保険金額は、補償対象となる補償項目に記載の保険金額と同額となります。また、各プランの補償項目に「補償されません」と記載されている場合は補償対象となりません。

※各プランの保険金額、制度掛金(保険料)は、過去の実績等をもとに加入者100名以上の場合の団体割引を適用したものです。保険金額に()の記載がある場合で、補償期間開始日時時点で20名以上100名未満の場合は団体割引率が異なり、保険金額が()内に変更になります。

2022年1月吉日

新入園児保護者の皆様

桜美林幼稚園
園長 志村 望



2022年度 桜美林幼稚園
『園児総合保障制度』ご加入のおすすめ

謹啓

平素は本園の教育・保育活動に深いご理解を賜り、誠に感謝申し上げます。

新しい春にお子様を本園にお迎えできますことを心よりお祝い申し上げます。

お子様お一人おひとりが健やかにご成長されますことを願っております。

また、保護者の皆様にも安心してお子様が豊かな園生活をお過ごしいただけますよう、教職員一同日々の教育・保育に努めさせていただき所存です。どうぞよろしく願いいたします。

さて、幼児期は成長の段階でお子様の活動が活発になってまいります。それとともに、園内外で様々な事故や怪我に巻き込まれるリスクが高くなってまいります。

そこでお子様の不測の事態に備え、健やかなご成長に資する安心の一助として本園では『園児総合保障制度』のご加入をお薦めしています。この保障制度は、園児の皆さまはもちろんのこと、中高生、大学生の皆さまを対象に本学園が正式に採用している制度となりますので、お子様のためにご加入をご検討いただけましたら幸いです。

4月から皆様とご一緒に歩ませていただけますことを、楽しみにしております。

謹白

払込取扱票

振替払込請求書兼受領証

00	横浜	口座記号番号									
00220		7	84900							金額	
桜美林学園学生総合保障制度係		料		備		考				金	
<small>※総合保障制度加入依頼書 (ごとも総合保障) 重要事項説明書 (個人情報取扱を含む) を受領・承認したうえで加入を依頼します。加入依頼日 ゆうちょ銀行又は郵便局受付日の通り</small>											
加入者名		加入依頼者(保護者)		加入依頼者(お子様)		加入依頼者(扶養者)		学校名(漢字)		備考	
ご依頼人・通信欄		氏名(フリガナ) 氏名(漢字) (自署) (私達人)		氏名(漢字) TEL		住所(漢字) (都道府県名) (カナは不要)		昭S 平H 年 月 日		性別 男1 女2	
ご依頼人・通信欄		氏名(フリガナ) 氏名(漢字)		氏名(漢字) 性別 男1 女2		原票コード 520		学校名(漢字) 桜美林幼稚園		備考	
ご依頼人・通信欄		氏名(漢字) 加入依頼者と同じの場合は「続柄」のみご記入ください		被保険者 父 母 他()		日附印		ご加入プラン(いずれかに○印)		備考	
ご依頼人・通信欄		A B C D E F		(通信欄)		ご依頼人欄に、おところ・おなまえをご記入ください。(承認番号 横第5423号)		これより下部には何も記入しないでください。		備考	

記載事項を訂正した場合は、その箇所を訂正印を押してください。切り取らないでお出してください。

口座記号番号	002207									
加入者名	桜美林学園学生総合保障制度係									
金額	84900									
ご依頼人	おなまえ 様									
料金	(消費税込み) 日附印									
備考	この受領証は、大切に保管してください。									

2020.07改定 180*114
依頼人負担-裏面-青

(ご注意)

- この用紙は、機械で処理しますので、口座記号番号および金額を記入する際は、枠内にはっきりとご記入ください。また、用紙を汚したり、折り曲げたりしないでください。
- この用紙は、ゆうちょ銀行または郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。
- この用紙をゆうちょ銀行または郵便局の渉外員にお預けになる場合は、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
- 払込みの際、法令等に基づき、ご依頼人様(および代理人様)の運転免許証等、顔写真付きの公的証明書類のご提示をお願いする場合があります。
- この用紙による払込料金は、ご依頼人様が負担することとなります。
- この用紙の通信欄・ご依頼人に記載されたおところ・おなまえ等は、加入者様に通知されます。
- この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。なお、備考欄に「口座払」の印字をしたものは、通常貯金口座から指定口座への払込みが行われたものです。

ご加入プランの内容についてはパンフレットをご確認ください。また、次の内容についてご確認ください。

- 保険期間は、パンフレット記載のとおりとなります。
- 死亡保険金受取人は、法定相続人となります。
- 「扶養者」とはお子様(被保険者)の生計を支えている方および学費を負担する方をいいます。また、加入依頼書の扶養者欄に記載していただいた方が育英費用・学業費用の補償対象となります。
- 学業費用がセットされている場合、学業費用の支払対象期間終了日をパンフレットにてご確認ください。
- 掛金(保険料)を払込期日を過ぎて払い込んだ場合には、責任期間がパンフレット記載の保険期間と異なる場合があります。詳しくは取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。
- 共同保険契約の場合には「共同保険に関する特約」が自動的にセットされます。

C-150971(郵便払込用)

引受保険会社 **AIG損害保険株式会社**

収入印紙
課税相当額以上
貼付

印